明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（五）　二
○建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（六）　二
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令（七）　四
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（八）　四
〔告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務七）　五
○原戸籍の一部が滅失した件（法務一九）　五
○除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件（同二〇）　五
○除籍の一部が滅失した件（同二一）　五
○戸籍が滅失した件（同二二）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同二三、二四、二六）　五
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同二五）　五
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働五）　六
○保安林の指定を解除する件（農林水産六一～六四）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六五～六八）　七
○国立公園の公園事業を決定する件（環境三）　七
○国立公園の公園事業を変更する件（同四）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件（関東地方整備局四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局一～八）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一）　九
〔国会事項〕
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（北海道経済産業局）　九
〔公告〕
諸事項　一〇
〔皇室事項〕
官庁事項　一〇
〔人事異動〕
内閣　内閣府　警察庁　法務省　文部科学省　農林水産省　一〇
〔官庁報告〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第五号）（国土交通省）

建築基準法の一部を改正する法律（平成二六年法律第五四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年六月一日とすることとした。

◇建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第六号）（国土交通省）

1　定期報告を要する建築物は、映画館、病院、百貨店等の用途に供する建築物で一定規模以上のもの（通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とすることとした。（第一六条第一項関係）

2　定期報告を要する特定建築設備等は、一定の昇降機及び防火設備とすることとした。（第一六条第三項関係）

3　柱と基礎とをだぼ継ぎその他の国土交通大臣が定める構造方法により接合し、かつ、当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことが国土交通大臣が定める方法によって確かめられた場合には、土台の設置を不要とすることとした。（第四二条第一項関係）

4　床組及び小屋ばり組の隅角に火打材を使用することに加え、木板その他これに類するものを国土交通大臣が定める基準に従って打ち付けることを認めることとした。（第四六条第三項関係）

5　加熱面の裏面に面する室において、国土交通大臣が定める基準に従った措置が講じられている場合にあっては、可燃物燃焼温度に代えて、国土交通大臣が別に定める温度以上に上昇しないことを認めることとした。（第一〇八条の三第一項第一号関係）

6　不燃性の物品を保管する倉庫等で、通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものの屋根にあっては、燃え抜けを許容することとした。（第一〇九条の六及び第一三六条の二の二関係）